

特記仕様書

第1章 総 則

本仕様書は令和6年度高島ポンプ場設備更新工事に適用する。

第2章 工事内容

1.目的

この工事は、高島ポンプ場の直流電源盤製作据付の更新工事を行うものである。

2.工事場所

鳴門市鳴門町高島

3.工事概要

本工事の直流電源盤製作据付工事概要は、以下のとおりである。

- | | |
|-----------|----|
| 1) 直流電源盤 | 1面 |
| 2) インバーター | 1面 |

4.適用する図書及び基準

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 揚排水ポンプ設備技術基準（案） | [河川ポンプ施設技術協会] |
| 揚排水ポンプ設備設計指針（案） | |
| (2) 道路管理施設等設計指針（案） | [日本建設機械化協会] |
| 道路管理施設等設計要領（案） | |
| (3) ダム・堰施設技術基準（案） | [ダム・堰施設技術協会] |
| (4) 水門鉄管技術基準 | [水門鉄管協会] |
| (5) 日本工業規格（JIS） | [日本規格協会] |
| (6) 日本電気工業会標準規格（JEM） | [日本電気工業会] |
| (7) 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC） | |
| (8) 電気設備技術基準 | |
| (9) 四国電力社内規定 | |
| (10) 労働安全衛生規則 | |
| (11) 河川管理施設等構造令 | [国土交通省] |
| (12) その他関連法規、規定など | |

5.施工範囲

本工事の施工範囲は、直流電源設備の設計、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工程制限

直流電源設備等については、工期終了までに試運転調整ができるように工事を完成しなければならない。

2. 工事期間中は次のとおりとする。

工場製作及び現場据付工事の工事期間には、雨天、休日等を含め6ヶ月を見込んでいる。

第4章 現場条件

1. 搬入路

現場への搬入路については、現地確認を行うこと。

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

現地の交通状況等により必要な場合は、監督員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任で処理する。

3. 関係機関との調整

請負者は、関係する機関と必要な調整を行う必要がある。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

承諾図書は、A4版装丁とし、契約締結の日から14日以内に2部（承諾後の返却分を1部含む）作成し、監督職員の承諾を受ける。

2. 完成図書等

完成図書はA4版装丁とし、提出部数は2部とする。

なお、完成図書の内容、編集等については監督員と打ち合わせのうえ作成する。

また、完成図書にはアフターケア体制について、会社名、昼間、夜間等の緊急連絡体制を記載した内容を装丁する。

3. 届出書等

請負者は、下記図書を作成し監督員に提出する。

第6章 仮 設

1. 工所用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、請負者の負担とする。

第 7 章 工事用地等

高島ポンプ場内の使用を許可します。その他使用許可等が必要な場合は、関連機関との調整を図ること。

第 8 章 支給電力等

本工事の試運転調整に要する電力は、請負者の負担とする。

第 9 章 設 計

1. 一般事項

- 1) 請負者は、本章に示す設計条件等に基づき、設備の製造設計を行う。
- 2) 請負者は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性操作性及び保守管理を考慮した構造としなければならない。

2. 計画諸元

1) 直流電源盤

面数 1 面

2) インバータ盤

面数 1 面

第 10 章 構造及び製作

1. 一般事項

- 1) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性・安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。
- 2) 使用する機器、部品等は日本国内で調達可能なものとする。
- 3) 本工事に使用する外注品は、JIS またはその他関係する規格、基準に合格した機器を使用し、その構造、性能、機能について請負者は責任を持つものとする。

2. 直流電源設備

1) 直流電源盤

① 寸 法 W1500×D1000×H2550 程度

② 整 流 器 AC 入力 3φ 3W 210V

整流方式：サイリスタ又はトランジスタ式三相全波整流方式

③ 蓄電池

制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命型)54 セル

容量：50AH/10 時間率

停電補償時間：30分

2) インバータ盤

① インバータ

交流出力定格：1φ 2W 100V

定格容量：3kVA

その他必要なもの

第11章 塗 装

1. 一般事項

- (1) 直流電源盤の塗装はメーカー標準塗装とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、現場搬入後にタッチアップ程度の補修を行い仕上げる。

2. 施工方法

- (1) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装、現場補修等を行い、塗装を仕上げる。

3. 塗装の種類、塗装回数、標準膜厚は、監督員と協議し、決定する。

第12章 据 付

1. 据 付

- (1) 本工事の据付は、他の排水機場工事、及び、鳴門市のポンプ施設整備工事と関連するため、位置、本工事からの支給品など他の工事と調整を図り、適切な処理を行う。
- (2) 据付後、ポンプメーカーの立会の下、試運転確認を行う事。

2. 輸送

据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

3. 機械設備

- (1) 直流電源設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準を定め、鋼製への取り付けボルトナット等により確実に取り付ける。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設及び他の構造物に損傷を与えないように留意する。
- (3) 直流電源盤の据え付けにおいては、状況などを確認し、場合によっては発注

者と協議し適切な処理を行うこと。

- (4) 据付け部仕上げ用モルタルとアンカーボルト埋め込み及び埋め込み用モルタル並びに取り付けボルトナット等は、本工事に含む。

4.工事材料の検査又は試験

工事材料は、請負者の自主検査記録を確認する場合がありますので、監督員から請求があった場合は、これに応じなければならない。

第 13 章 試験及び検査

本工事の段階確認は下記に示すとおりとする。

ただし、方法、日程、監督員による確認（検査）及び立会等については監督員と協議し、工場の段階確認は、日本国内の工場で行う。

- (1) 材料確認（直流電源設備）
- (2) 寸法確認（直流電源設備）
- (3) 塗装確認（直流電源設備）
- (5) 試運転調整確認
- (6) 総合試運転調整確認

第 14 章 定めなき事項等

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理する。
2. この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議する。
3. 徳島県土木工事特記仕様書に準拠すること。